

令和 7 年度高等学校入学者選抜審議会

第 3 回専門委員会

日時 令和 7 年 7 月 4 日（金）
午前 10 時～正午
場所 行政庁舎 16 階 教育委員会会議室

次 第

1 開 会

2 報 告

- I 令和 7 年度 第 2 回専門委員会の審議について
- II ideal スクールの概要について

3 審 議

- I 前回の審議を踏まえた ideal スクールにおける入試制度について
- II ideal スクールにおける入試制度について
 - 1 学力検査の実施教科数について
 - 2 面接について
 - 3 募集割合について
 - 4 選抜順序について
 - 5 原案全体について

4 その他

○ 今後の日程（予定）

令和 7 年	7 月	R 7 第 3 回専門委員会 R 7 第 1 回入学者選抜審議会（調査研究報告）	
	8 月	教育委員会 8 月定例会 選抜概要について公表・周知	
令和 8 年	11 月	R 7 第 2 回入学者選抜審議会	
	12 月	令和 9 年度入試 求める生徒像・選抜方法一覧	仮公表
	5 月	令和 9 年度入試 募集定員	公表
			求める生徒像・選抜方法一覧 正式公表
	10 月	学校説明会	
令和 9 年	2 月	令和 9 年度入試 出願受付	
	3 月	令和 9 年度入試 入学者選抜	
	4 月	開校	

5 閉 会

【 資料 】

- ・ 報告関係資料
- ・ 審議関係資料
- ・ 補助資料
- ・ 専門委員会報告資料（案）

高等学校入学者選抜審議会条例

(昭和28年3月28日条例第40号)

最終改正 平成24年12月条例第71号

第1条 教育委員会の諮問に応じ、高等学校の通学区域の検討、入学者の選抜の方法及びその実施並びに学力検査問題の作成について調査審議するため、高等学校入学者選抜審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第2条 審議会は、30人以内の委員で組織する。

2 審議会に、専門の事項を調査研究させるため、専門委員を置く。

第3条 委員及び専門委員は、学校の教職員、総合教育センターの職員、教育庁の職員及び学識経験者のうちから教育委員会が任命又は委嘱する。

第4条 委員の任期は二年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会が必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、任期中においても当該委員を解職することができる。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査研究が終了したときは、退任するものとする。

第5条 審議会に、委員長及び副委員長各一人を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を掌理する。

3 副委員長は、委員長に事故あるとき、その職務を代行する。

第6条 審議会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

第7条 この条例に定めるものを除く外、審議会の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年10月11日条例第27号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月20日条例第71号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

令和7年度 第3回高等学校入学者選抜審議会専門委員会 名簿

(専門委員)

No.	氏 名	現 職	備 考
1	熊谷 龍一	東北大学大学院教育学研究科 教授	入選審委員
2	笠原 由佳	宮城県PTA連合会 副会長	入選審委員
3	菊池 晃子	名取市立増田中学校 校長	入選審委員
4	吉田 尚美	石巻市立河南東中学校 教頭	
5	河本 和文	東北学院榴ヶ岡高等学校 校長	
6	佐藤 彰彦	仙台西高等学校 校長	
7	佐々木久晴	宮城広瀬高等学校 教頭	
8	佐竹 潤一	総合教育センター 所長	入選審委員

(教育庁)

高校教育課	課長	菊田 英孝
	総括課長補佐	渡邊 空
	副参事兼総括課長補佐兼総括室長補佐	福地 篤志
	教育指導第一班課長補佐	上遠野裕子
	〃 主幹	菅野 麻美
	〃 主幹	本郷 忍
	〃 主幹	菅野 準
	〃 主幹	岡田 康佑
	〃 主幹	佐々木威芳
	教育指導第二班課長補佐	大澤 健史
	〃 主幹	田畑 洋行
	〃 主幹	渡邊 伸明
	〃 主任主査	佐藤 光
高校教育創造室	室長	永田 靖和
	副参事兼総括課長補佐	吉田 光輝
	県立高校開設準備第一班室長補佐	村岡 正良

(仙台市教育局)

学校教育部	高校教育課	課長	中村 淳
	〃	指導主事	齋藤 一豊

令和7年度 高等学校入学者選抜審議会 第3回専門委員会 座席図

行政庁舎16階 教育委員会会議室

